

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令案（概要）

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成27年法律第72号）の一部施行に伴い、改正法により新たに規定されたキャリアコンサルタント試験及び登録等の手数料の額等を規定するとともに、技能検定職種を政令から省令で定めることとされたことにより関係規定を削除する。

1. キャリアコンサルタント関係

- キャリアコンサルタント試験の手数料の額について、技能検定の手数料と同様に、厚生労働大臣が定める額とした上で、実技試験は2万9,900円、学科試験は8,900円を超えてはならないこととする。

※ キャリアコンサルタント試験は、キャリアコンサルティング職種を含めた技能検定との間で、その試験手法や国家試験として広く受験しやすい環境整備を図る必要性の点で大きな相違があるとは言いがたいことから、同様の金額設定とする。

- キャリアコンサルタントの登録手数料の額について、指定登録機関が登録事務を行うために要することが想定される経費と新規登録者数等を勘案し、8,000円とする(※)。また、登録証の再交付又は訂正については、登録証の再交付又は訂正に要する費用等を勘案し、2,000円とする。

※ 別途、登録免許税9,000円が課税される。

2. 技能検定関係

- 検定職種については、法第44条第1項において政令で定めることとされていたところ、改正法による同項の改正により厚生労働省令で定めることとされたことに伴い、関係規定を削除する。

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案（概要）①

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成27年法律第72号）の一部施行に伴い、キャリアコンサルタントの登録制度の創設に関し、受験資格等省令で定めることとされた事項について規定するとともに、技能検定に関し実技試験の実施方法等省令で定めることとされた事項等について規定する。

1. キャリアコンサルタント関係（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

(1) キャリアコンサルタント試験の受験資格等

- ① キャリアコンサルタント試験の受験資格を有する者について、(i)講習の科目、範囲及び時間数が別表を満たす等の基準に適合するものとして、厚生労働大臣の認定を受けた講習の課程を修了した者、(ii)労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力開発及び向上のいずれかに関する相談に関し3年以上の経験を有する者、(iii)技能検定キャリアコンサルティング職種の学科試験又は実技試験に合格した者、(iv) (i)～(iii)と同等以上の能力を有する者<(ii)のいずれかに関する相談に関し計3年以上の経験を有する者等を想定>とする。
- ② 技能検定キャリアコンサルティング職種の学科試験、実技試験のそれぞれの合格者について、キャリアコンサルタント試験の学科試験、実技試験のそれぞれを免除する。

(2) 登録試験機関

- ① 登録試験機関の登録を受けようとする者が提出しなければならない申請書の様式及び書類について定める。
- ② 登録試験機関が実施する試験科目は、法律に定めるもののほか、(i)キャリアコンサルティングの社会的意義に関する科目、(ii)キャリアコンサルタントの倫理と行動に関する科目とする。
- ③ 資格試験業務の信頼性の確保のため、登録試験機関は、試験の不正行為を防止するための措置を講じること、合格基準を公表すること、資格試験業務を適正かつ確実に実施するために必要な職員の確保等について計画を定めること、全国的な規模で継続して毎年一回以上キャリアコンサルタント試験を実施できる資産及び能力を有すること等の措置を講じることとする。
- ④ 試験業務規程に定める事項は、試験地、資格試験業務の実施方法、信頼性を確保するための措置、秘密保持等とする。

(3) キャリアコンサルタントの登録等

- ① キャリアコンサルタント名簿に登録する事項は、法律に定めるもののほか、生年月日、性別、住所及び事務所の名称とする。
- ② キャリアコンサルタントの登録を受けようとする者は、所定の申請書に、キャリアコンサルタント試験の合格証等を添付して提出しなければならないこととする。
- ③ キャリアコンサルタントの更新を受けようとする者は、所定の申請書に、合格証及び(5)の講習の修了証を添付して提出しなければならないこととする。
- ④ キャリアコンサルタント登録証の様式を定める。

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案（概要）②

1. キャリアコンサルタント関係（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

(4) 指定登録機関

- ① 指定登録機関の指定を受けようとする者が提出しなければならない申請書の様式及び書類について定める。
- ② 登録事務規程に定める事項は、登録事務を行う時間及び休日、手数料の収納方法、秘密保持等とする。

(5) 更新講習

- ① キャリアコンサルタントの更新を受けるために、(i) キャリアコンサルティングを適正に実施するために必要な知識の維持を図るための講習8時間以上及び(ii) キャリアコンサルティングを適正に実施するために必要な技能の維持を図るための講習30時間以上を受講しなければならないこととする。
- ② 技能検定キャリアコンサルティング職種1級に合格したキャリアコンサルタントからキャリアコンサルティングの実務に関する指導を受けた時間又はキャリアコンサルティングの実務に従事した時間については、10時間以内に限り、①(ii)の講習を受けたこととみなすこととする。
- ③ 技能検定キャリアコンサルティング職種に合格した者については、当該合格から5年以内に限り、①の講習を免除する。また、技能検定キャリアコンサルティング職種1級に合格した者については、①(ii)の講習を免除する。

(6) 経過措置

- ① この省令の施行日までに、(1)①(i)の講習と同等以上のものであって厚生労働大臣が指定する講習＜現行のキャリア・コンサルタント能力評価試験の受験資格としている養成講座等を想定＞の課程を修了した者については、この省令の施行後5年以内に限り、(1)①(i)の講習の課程を修了したものとみなす。
- ② この省令の施行日までに、キャリアコンサルタント試験と同等以上のものであって厚生労働大臣が指定する学科試験、実技試験＜現行のキャリア・コンサルタント能力評価試験等を想定＞のそれぞれに合格した者については、この省令の施行後5年以内に限り、キャリアコンサルタント試験の学科試験、実技試験のそれぞれに合格した者とみなす。

2. 職業能力検定関係（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

- ① 技能検定職種及び指定試験機関に業務を実施させることができる技能検定職種について、政令に規定されていたところ、省令に規定することとされたことに伴い規定する。
- ② 技能検定の実技試験の実施方法について、製作等作業試験、判断等試験、計画立案等作業試験、実地試験の4つの方法に類型化し、技能検定職種ごとに規定する。
- ③ 技能検定の指定試験機関の指定要件として、全国的な規模で毎年1回以上実施できる資産及び能力があり、かつ、客観的な評価基準に基づき実践的であるとして職業能力開発局長が定める試行試験を適切に実施したものを追加する。
- ④ 事業主等の行う職業能力検定について、その内容及び実施体制に関し、厚生労働大臣が定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができることとする。

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案（概要） ③

別表

科目	範 囲	時間				
		講義	演習	合計		
キャリアコンサルティングの社会的意義	一 社会及び経済の動向並びにキャリア形成支援の必要性の理解	3	0	10		
	二 キャリアコンサルティングの役割の理解	3				
	三 キャリアコンサルタントの活動	4				
キャリアコンサルティングを行うために必要な知識	一 キャリアに関する理論	3	0	30		
	二 カウンセリングに関する理論	3				
	三 自己理解の知識	2				
	四 仕事の知識	2				
	五 職業能力の開発の知識	3				
	六 人事管理及び労務管理の知識	3				
	七 労働市場の知識	2				
	八 労働関係法令及び社会保障制度の知識	2				
	九 学校教育制度及びキャリア教育の知識	2				
	十 メンタルヘルスの知識	4				
	十一 ライフステージ及び発達課題の知識	2				
	十二 人生の転機の知識	1				
	十三 個人の特性の知識	1				
キャリアコンサルティングを行うために必要な技能	一 基本的な技能	9	53	70		
	1 カウンセリングの技能					
	2 グループアプローチの技能					
	3 キャリアシート（法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書を含む。）の作成指導及び活用の技能					
	4 相談過程全体の進行の管理に関する技能					
	二 相談過程において必要な技能	8				
	1 相談場面の設定					
	2 自己理解の支援					
	3 仕事の理解の支援					
	4 自己啓発の支援					
	5 意思決定の支援					
	6 方策の実行の支援					
7 新たな仕事への適応の支援						
8 相談過程の総括						

科目	範 囲	時間		
		講義	演習	合計
キャリア コンサル タントの 倫理と行 動	一 キャリア形成及びキャリアコンサルティングに関する教育並びに普及活動	2	7	20
	二 環境への働きかけの認識及び実践	2		
	三 ネットワークの認識及び実践 1 ネットワークの重要性の認識 2 ネットワークの形成 3 専門機関への紹介 4 キャリアコンサルティングと異なる分野の専門家への照会	3		
	四 自己研鑽及びキャリアコンサルティングに関する指導を受ける必要性の認識	3		
	五 キャリアコンサルタントとしての姿勢	3		
	その他キャリアコンサルティングに関する科目			
合計				140

- （備考）
- 一 講習の実施方法
 - 1 次の表の科目又は範囲ごとに通信の方法によっても行うことができることとする。この場合は、適切と認められる方法により添削指導を行うこととする。
 - 2 全体の半分以上を通学の方法によって行い、いずれの分野においても当該分野すべてが通信の方法によらないこととする。
 - 二 知識及び技能の修得の確認
講義及び演習は、修得することが求められている知識及び技能の修得がなされていることを確認する内容を含むこととする。
 - 三 教材
科目に応じた適切な内容の教材を用いることとする。
 - 四 講師等
 - 1 教科の科目に応じ当該科目を効果的に指導できる知識、技能及び経験を有する者とする。
 - 2 演習は、講師のほか、講師の補助者を配置する。
 - 五 講習を受ける者の数
講義は三十人以下、演習は二十人以下とする。

技能検定の実技試験の実施方法

分類	内容	例
製作等 作業試験	受検者に材料等の提供を行い、実際に物の製作、組立て、調整等の作業を行わせる試験。	<u>例：とび職種</u> 鋼管を使用して小屋組の作業を行う。
判断等試験	受検者に対象物又は現場の状態、状況等を原材料、標本、模型、写真、ビデオ等を用いて提示し、判断、判別、測定等を行わせる試験。	<u>例：造園職種</u> 樹木の枝の写真を提示し、その樹種名を判定する。
計画立案等 作業試験	受検者に現場における実際的な課題等を紙面等を用いて表、グラフ、図面、文章等によって提示し、計画立案、計算、予測等の作業を行わせる試験。	<u>例：ファイナンシャル・プランニング 職種</u> 相談者の資産状況、希望などの課題を提示し、年金の必要積立額、住宅ローンの総返済額、遺族年金の給付額等を計算する。
実地試験	擬似的な現場の状況等を設定し、ロールプレイ等の実地動作又は口述を行わせる試験。	日本再興戦略改訂2015に沿って今後整備する対人サービス分野において実施予定。

キャリアコンサルタント登録(国家資格)制度スキームの概要(新旧制度の比較)

